

# 上神谷年貢関係史料の一考察 —山年貢と「名寄帳」を事例に—

神谷 智

はじめに

本稿では、「小谷家文書」にある上神谷年貢関係史料のうち、山年貢と「名寄帳」についての考察をしたい。

山年貢については、古くから知られてはいるものの、具体的な研究は管見のかぎり見いだせなかつた。『国史大辞典』<sup>①</sup>における山年貢の説明は、この『地方凡例録』<sup>②</sup>における以下の記述に依拠したものである。

## 一 山年貢

是六百姓の持山にて反別もありて銘々地主極り、年貢米金員数も出方定り、木柴を取来るあり、又無反別もあり、或は総村入会にて、持主定らざる山方もありて、夫々郷帳外に記し年貢を差出すことなり、又同じ山にても山高とて高に結びて年貢を納める山ハ、田畑同様本途物成の内に入れ、又高外の山年貢ハ小物成の内なり、勿論持主ある山ハ田畑同様質入にもいたし売買もすることなり、

本稿で注意しておきたいのは、山年貢が賦課される山は、個別百姓の持山で、反別・地主・年貢高が決まっているが、反別が決まっていない場合もあり、あるいは総村入会にて、持主が決まっていない山もあるという点である。持主については百姓持山と総村入会があり、反別も決まっている場合とない場合があるという。これを確認した上で、上神谷における山年貢の実態を具体的に検証するのが、本稿の第一点である。

つぎに「名寄帳」についてであるが、前掲『国史大辞典』<sup>③</sup>によれば、「年貢公事収納のための土地台帳」で、近世では「村内の年貢納入者ごとに、その田畠・屋敷の等級・面積・分米などを一筆ごとに記入し、集計したものである」のが名寄帳である。「名寄帳」という表題が記された史料

のうちの多くが、このような内容であるために、このように定義されたものと思われる。ところが上神谷には、この内容以外にも、「名寄帳」と記された史料がある。この点について検討するのが、本稿の第二点の課題である。

以上の二点について、以下分析をしていきたい。

## 一 山年貢

### 1 山年貢賦課地の種類

「小谷家文書」にある山年貢関係史料のうち、近世初期のもので、上神谷各村がかかわっている史料としては、【史料1】文禄三(一五九四)年のものの写しである「上神谷山御年貢之覚」<sup>④</sup>、【史料2】寛永二(一六四四)年七月二三日付「和泉國大鳥郡三神谷中目録」<sup>⑤</sup>、【史料3】年未詳の「泉劔大鳥郡上神谷山年貢覚」<sup>⑥</sup>の三つがまず挙げられる(以下【表1】を随時参照)。

【史料1】「上神谷山御年貢之覚」○数字は筆者の注記、以下同)

①一五拾四石八斗四升八合 文禄三年御検地帳 小出播磨守様上ゲ

内

申ひかへ之面

② 式拾六石 谷中立合山年貢

此わけ

逆瀬川村

一 三石式斗六升八合

畑村

一 式石四斗 巻合

釜室村

一 式石八斗四升五合

片蔵村

一 壹石五斗九升五合

田中村

一 八石式斗一升三合

下条四ヶ村

一 八斗七升九合  
一 六石七斗九升九合

富蔵村  
豊田村  
梅村

〆 式拾六石

③ 式拾四石 谷中内山

此わけ

一 七石九斗五升八合

引野

畑村

逆瀬川村

式斗九升

一 壹石三斗八升

一 式石三斗式升五合

一 八斗七升式合

一 式石

一 四石

一 五石壹斗七升五合

〆 式拾四石

豊田村

梅村

鉢峯山

下條四ヶ村

富蔵村

田中村

片蔵村

釜室村

立合山

④ 都合五拾石

御上納

谷中内山

⑤ 外二

豊田村之内御扶持

五石

小谷へ永代被為下候

此地字富蔵山

おとし山

添尾山

しいのを山

たかそわ山

にし山

山だれ山

中尾山

城山

右之山小谷持山

まず【史料1】についてであるが、冒頭に①「五拾四石八斗四升八合 文禄三年御検地帳 小出播磨守様上ヶ申ひかへ之面」と書かれており、文禄三年検地帳において、五四石余の山年貢が上神谷に賦課されていたことがわかる。次に②「内式拾六石 谷中立合山年貢」とあり、その内訳が村別に書かれている。全部で九ヶ村であるが、「下條四ヶ村」とあるので、結局一二ヶ村となる。そのうち逆瀬川と畑は合わせて「三石式斗六升八合」、豊田と梅も同じく「六石七斗九升九合」とまとめられている。三番目に③「式拾四石 谷中内山」とあり、同じく村別に山年貢高が書かれている。その後に④「都合五拾石、立合山・谷中内山御上納」  
②と③の合計が示されている。最後に⑤「外二五石、豊田村之内御扶持小谷へ永代被為下候」とあつて、山の名前が九ヶ所書き出され最後に「小谷持山」と書かれている。(②+③+④+⑤の合計は五五石であり、冒頭①の五四石八斗四升八合とは正確には合わないが、誤差の許容範囲と思われる。  
以上から、上神谷に賦課される山年貢には「谷中立合」「谷中内山」「小谷持山」の三種類があることがわかる。「小谷持山」はおそらく小谷家の個人的百姓持山と思われるが、では「谷中立合」と「谷中内山」とはどう違うのであろうか。

【史料2】「泉劔大鳥郡上神谷山年貢覚 小谷大夫進」

⑥ 七石九斗五升八合

引野畑村  
逆瀬川村

一 式斗九升

釜室村

一 壹石三斗八升

片蔵村

一 式石三斗式升五合

田中村

一 八斗七升式合

富蔵村

一 四石

鉢峯山

一 式石四斗

下條四ヶ村

一 十一石 八升式合六勺

豊田村

梅村

但し豊田村一帳也

⑦ 廿九石九斗七合六勺

⑧ 廿六石 谷十二ヶ村立合山

⑨ 都合五拾五石九斗七合六勺

豊田村ノ内山小谷江為御扶持と

⑩ 此内五石

永代御引被為下候

此山地写覚

おとし山 しいの尾

寺山 にし山

山たれ山 中尾山

城山 高そわ

とひくら山

右之内三而除有之也

右之内

⑪ 一慶長拾三年山年貢米五拾石

此口米三壹石

合五十壹石

(後略)

此銀子壹貫七十壹匁 北村清介殿へ渡す

【史料2】では、最初に⑥村別山年貢が記載されており、合計は「廿九石九斗七合六勺」となっている。【史料1】③と比較すると、③の下條四ヶ村の二石が⑥では二石四斗と四斗、同じく③の豊田・梅の五石一斗七升五合が⑥では一石八升二合六勺と約六石、それぞれ違があるが、これを除いた他の七ヶ村は村名・石高とも一致している。違いのうち、下條四ヶ村については、⑥の村別山年貢を合算すると「三十石三斗七合六勺」となり、⑥の合計「廿九石九斗七合六勺」とちよつと四斗合わないので、おそらく⑥の「式石四斗」は「式石」の誤記と推定できる。豊田・梅については、⑨に「此内五石 豊田村ノ内山小谷江為御永代御引被為下候」、⑩に「右之内 一慶長拾三年山年貢米五拾石、此口米三壹石、合五十壹石」とあり、⑥の豊田・梅一石八升二合六勺のなかにはこの小谷分五石と口米壹石の計六石が含まれており、これを除けば、五石八升二合六勺となり、③五石一斗七升五合と近似値になる。⑥の合計「廿九石九斗七合六勺」と③の合計「式拾四石」の差六石もこれが反映されている。以上から⑥は③の「谷中内山」であると思われる。次に⑦「廿六石 谷十二ヶ村立合山」とあり、これは②の「内式拾六石 谷中立合山年貢」と一致する。ついで、⑧「都合五拾五石九斗七合六勺」と合計が書かれ、その後にはやはり、⑨「此内五石 豊田村ノ内山小谷江為御永代御引被為下候」とあり、⑤「外三五石、豊田村之内御扶持小谷へ永代被為下候」の記述とほぼ同じである。また⑧では各山の名前が九ヶ所書き出されているが、この山名を⑤の山名と比較すると、⑤「寺山」と⑨「添尾山」以外の八ヶ所はすべて一致する。おそらく「寺山」と「添尾山」は同じ山で、別称と思われる。⑨は⑤の「小谷持山」と同じ内容である。

なお⑧「都合五拾五石九斗七合六勺」という【史料2】の合計は、【史料1】の合計である①「五十四石八斗四升八合」、あるいは別合計の五五

石とも、約一石余異なっているが、前述したようにこれも口米壹石が加算されたことからよると思われる。

以上、多少の数字の食い違いがあるものの、⑥が③、⑦が②、⑨が⑤と対応しており、各々「谷中内山」「谷中立合」「小谷持山」と同じ種類の山年貢と思われる。

【史料3】寛永廿老年申ノ七月廿三日和泉國大鳥郡三神谷中目録】

①田中村

(中略)

山長拾壹町程、横三町程

但シ所々取合小松有之

此年貢壹石九斗五升五合

鉢峰寺

(中略)

山長拾町程、横五町程 小松雜木有

此年貢四石也

又六升 小物成有

釜室村

(中略)

山長貳町程、横壹町程 小松有

此年貢壹斗四升

又四升 茶代

豊田村

(中略)

山長拾八町程、横四町半程

但シ所々取合小松有之

此年貢五石三斗式升五合

樽村

(中略)

山長七町程、横三町程 但小松有之

此年貢壹石五斗三升

畑村

(中略)

山長拾壹町程、横五町程 但小松有之

此年貢五石壹(七)斗三升三合

又壹斗五升 茶代

逆瀬川村

(中略)

山長八町程、横貳町半程 但小松有之

此年貢貳石四斗四升壹合

又式斗一升 茶代

富蔵村

(中略)

山長拾町程、横貳町程 小松有

此年貢壹石五斗七升七合

又三升式合 茶代

小代村

(中略)

和田村

(中略)

大平寺村

(中略)

大庭寺村

(中略)

山長八町程、横三町程 但小松有之

但大庭寺村大平寺村小代村和田村四ヶ村立合

此年貢壹石九斗九升五合

(片蔵村)

山長拾町ほど、横式町程 小森有

此年貢八斗八升

茶代 六升

山年貢合式拾四石九斗七升六合 村々小前

茶代合五斗五升

⑫ 惣

一山長六町程、横二町程、 草山、巻塚山

同

一山長拾式町程、横三町程、 ふせの尾、一ノ坂山、草山

同

一山長式拾町程、横拾三町程、奥山

内三分二小松有之

右三山年貢

合式拾五石式升四合

但下条・豊田村・とか村・かたくら村・田中村・釜室村・

とみくら村・畑村・逆瀬川村、九ヶ村立合

【史料3】は、「泉劬大鳥郡上神谷山年貢覚」から山年貢関係部分を抜き出したものである。⑩村別に山の長・横、小松の有無、年貢高、茶代などが書かれ、最後に「山年貢合式拾四石九斗七升六合 村々小前」とある。さらにその後には⑫「惣」として三ヶ所の山の長・横、小松、山の名前が書かれ、「三山年貢 合式拾五石式升四合」「九ヶ村立合」と書かれ、九ヶ村の村名もある。

⑩を【史料1】③・【史料2】⑥と比較すると、合計は一石程増えており、各村の山年貢高も異なっているが、鉢峯寺(山は四石と一致している。また③の「谷中内山」が、⑩では「村々小前」となっている。一方⑫を【史料1】②【史料2】⑦と比較すると、逆に合計は一石程減っているが、

村名はどちらも、一〇ヶ村(下條四ヶ村を各一村と勘定すると二三ヶ村のうち、鉢峯寺(山を除いた九ヶ村(二ヶ村)で書かれており、一致している。また②は「谷中立合」、⑦「谷十二ヶ村立合山」⑫「九ヶ村立合」と「立合」の語で共通している。

以上から勘案すると、上神谷の山年貢は、③「谷中内山」⑥⑪「村々小前」、②「谷中立合」⑦「谷十二ヶ村立合山」⑫「九ヶ村立合」からなっていたといえる。前者のなかには、⑤⑨「小谷持山」が含まれているので、これを別に考えると、三つの部分からなっていたともいえるだろう。②⑦⑫は立合山であり、一(二)九ヶ村の惣入会山といえよう。③⑥⑪は「内山」「村々小前」とあることから、各村が個別に持っている個別村持山といえる。⑤⑨は小谷家の百姓持山となる。

「はじめに」で、山年貢には「百姓持山」と「総村入会」があると指摘した。総村を「惣村」と解釈したとしても、「総村入会」が個別村が持つ百姓入会地という意味なのか、あるいは複数の村々が共同して持つ村々入会地という意味なのか、判断としない。しかし、以上の分析により、山年貢地には「はじめに」で指摘したような二種類ではなく、「村持山」「村々立合山」の二種類が基本であり、「村持山」のなかに、事実上の百姓個人持である「百姓持山」があったといえよう。

## 2 「村持山」と「百姓持山」

ここでは「村持山」「百姓持山」の具体的様相をみておきたい。享保元年(一七一六)正月に写されたと思われる「山御検地帳播磨守様へ上申扣(ア)の前半部分は、山名とその山年貢高が書き上げられている【史料4】。

【史料4】「山御検地帳播磨守様へ上申扣 本紙之写」

米

①一壺石九斗五升

さかせ川山

- ② 四斗四升五合 わたくし山
- ③ 五斗八升 ひきの山
- ④ 一壺石壺斗六升八合 同所内ノ山
- ⑤ 一三石式斗五升 畑山村
- ⑥ 一 五斗六升五合 畑山内山
- ⑦ 一 七升 かま室弥左衛門
- ⑧ 一 壺斗 同所与市
- ⑨ 一 壺斗 常願寺山
- ⑩ 一 式升 同打三助六
- ⑪ 一 壺斗五升 片藏たかそわ山
- ⑫ 一 七升 同所三良右衛門
- ⑬ 一 八斗七升式合 とひくら山
- ⑭ 一 五升 田中岡田山
- ⑮ 一 式升五合 同所かめのこう
- ⑯ 一 一壺石九斗五升 同おうし山
- ⑰ 一 九斗一升 かたくら村もり山
- ⑱ 一 三斗 田中山だれ山
- ⑲ 一 二斗五升 上村たうせう山
- ⑳ 一四石 はちのミネ
- 一 六斗五升 村 西山とが山
- 一 七斗八升 村 にし山もり山
- 一 壺斗三升 にし山内山
- 一 壺升 同所森山 小谷大夫山
- 一 三斗九升五合 西山 小谷大夫山
- 一 壺斗式升 同中段 小谷大夫山
- 一 五斗五升 同しろ山、高つか山 小谷大夫山
- 一 七升四合 多米山
- 一 「小前中ヶ間」(後筆、以下同)
- 一 壺斗三升 みきとおし山 内七升余小谷

- 一 五斗 くりはやし山 同断
- 一 「小谷山ノ内、内二升小川持、此山須田庄兵衛へ入、享保年中又右式升小谷へ入」
- 一 四斗七升 みきとおし山 同断
- 一 壺斗 三合 城山 小谷大夫
- 一 「小谷山ノ内、内二升小川持、此山茶屋へ分、享保年中又右式升小谷へ入」
- 一 八升壺合 城山
- 一 「新兵衛、久左衛門、小安」
- 一 六升六合五勺 しんとう山
- 一 「此山庄大夫山、大下二人ノ山、五兵衛山、後三所小谷へ入」
- 一 壺斗壺升三合壺勺 大豆谷
- 一 「□あぜ山、庄大夫山、小川山」
- 一 七升三合 箱谷山 小谷大夫
- 一 壺斗七升五合五勺 椎尾山 小谷大夫
- 一 六升 高そわ 小谷
- 一 式升二合 打越山 小谷
- 一 二升 かめのをう 小谷
- 一 四斗三升 とひくら林はてしての畑 小谷
- 一 七升 ひきのはた山 小谷
- 一 壺斗 三合九勺 あおはた山 小谷
- 一 壺斗 九合 大谷山 小谷
- 一 九升五合 やなき谷 小谷
- 一 五斗 三勺 北しり 小谷大夫
- 一 九斗二升九合七勺 長ミネ山、地藏まつ、畑ヶ山 同人
- 一 式斗四升 田中山 小谷
- 一 三升七合四勺 源四郎山 同人
- 一 式石六斗八升二合 寺山、中尾山 小谷大夫
- 一 式斗六升 おとし山 同人

一 壹斗 貳合七勺 北ノ尾 同人

一 八升四合 山たれ山 同人

一 壹升六合 さくら木南山

「村南山」

一 七升七合 小谷山 小谷

冒頭「さかせ川山」から⑥「畑山内山」までを合計すると七石九斗五升八合となり、【史料1】③【史料2】⑥の部分の内、「引野・畑村・逆瀬川村」の山年貢高と一致する。次の⑦「かま室弥左衛門」から⑩までで二斗九升となり、同じく【史料1・2】の「釜室村」と一致する。以下⑪⑫⑬⑭⑮⑯で片蔵村壹石三斗八升、⑰⑱⑲で田中村貳石三斗貳升五合、⑳「一八斗七升貳合」とひくら山が富蔵村、㉑「一四石はちのミね」が鉢峰山と、同様に一致している。㉒の次、「一六斗五升 村 西山」とが山「以下は豊田・梅村に相当するものと思われる。この中には、「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」とあるように、小谷家の百姓持山も含まれている。下條四ヶ村二石が書かれていないが、この二石を加えると合計は二九石余となり、【史料1】の③「貳拾四石 谷中内山」に、同じく【史料1】⑤「外三五石」「小谷持山」を加えた数値、あるいは【史料2】⑥の合計「廿九石九斗七合六勺」のから、同じく【史料2】⑩「口米一石を引いた数値とほぼ一致する。以上の内容からみて、下條四ヶ村二石を除く、【史料1】の③「谷中内山」・【史料】の⑥に相当する山年貢の書上と思われる。

ただ、たしかにこの史料には、「さかせ川山」「ひきの山」「同所内ノ山」「畑山村」「畑山内山」とひくら山「はちのミね」など、純粹な村持山と思われる山も書かれているが、しかし一方で「かま室弥左衛門」「同所与市」「同打三助六」「同所三良右衛門」など、個人の百姓持山と思われる山も書かれている。このほか異筆であるが、「小川持」「須田庄兵衛へ入」「新兵衛、久左衛門、小安」「庄大夫山、大下二人ノ山、五兵衛」「小川山」などの表記もみられる。すなわち、【史料1・2・3】にみられる「谷

中内山」「村々小前」は村持山の山年貢には、この【史料4】からすると、実態としては村持山・百姓持山の両方の山年貢があることになる。換言すれば村持山・百姓持山の山年貢は、まとめて村単位に納められているのである。

つぎに百姓持山について、もう少し検討を加えておきたい。【史料4】において百姓持山と思われるもののうち、その持主の「物成高」は年貢高がわかる者は下記の通りである。(8)

⑦かま室(釜室村)弥左衛門 ……物成九石三斗三合

⑧同所(釜室村)与市 ……物成拾石四斗九合

⑩同打(ママ、釜室村)三助六 ……物成八石四斗二升六合

⑫同所(片蔵村)三良右衛門 ……物成拾三石二斗七升四合

物成拾三石四斗七升二合

この四人は、物成高からみるといずれも村内の中層の上位に相当する。一方小谷家は、【史料4】の山名下に「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」と書かれている山の山年貢を合計すると七石余となることから、【史料1・2】にみるような御扶持として山年貢が与えられている五石の百姓持山以外にも、別に百姓持山を持つことがわかる。またこの「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」という表記方法自体、先の四人の百姓持山とは異なる性格のものであることを示唆している。小谷家が村内の上層トップであることも考慮に入れると、小谷家の百姓持山七石は、この四人の百姓持山とは、あきらかに異なる性格のものと思われる。さらに次のような史料もある。

【史料5】(9)

(端裏書)「新田傳兵衛山ノ證文」

賣渡シ申山之事

一字三ツ池原 壹ヶ所 山年貢ハ小谷山之内ニ有之候

此山前々「より」貴殿と我等と中間山ニ而、下刈ハ我等支配仕來、立毛ハ貴殿支配ニ紛無御座候、則山年貢ハ貴殿方「より」只今迄御

上納被成候、然所ニ我等當巳ノ御年貢ニ指詰り申ニ付、代銀式  
百目ニ我等支配仕来候下刈、其方へ賣渡シ申候、然上ハ右中間山  
ニ御座候得共、向後ハ下刈共、永々此山貴殿御支配ニ可被成候、  
此山ニ付いつ方ニもかまい無之候、然上ハいか様之義出来候共、  
其方へ少も御難儀かけ不申、判形之者共埒明可申候、為後日仍  
而如件

三木閉新田賣主

吉兵衛(印)

元禄拾四年巳十二月廿六日 豊田村證人

傳右衛門(印)

同村年寄

吉左衛門

同断

伊兵衛(印)

豊田村

小谷助之丞殿

「山年貢ハ小谷山之内ニ有之候」とあることから、小谷家の百姓持山で  
あると思われる。【史料4】の「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」と書かれ  
た山のどれかに該当するかとも思われるが、「字三つ池原」は【史料4】  
には見当たらない。元禄一二年(一六九九)と近世中期になるので、山名  
(字名)が変わってしまったとも考えられる。それはともかくこの山は、山  
年貢負担からみれば小谷家の百姓持山でありながら、実態としては吉  
兵衛と小谷家の「中間山」＝仲間山であり、吉兵衛が「下刈」を、小谷は  
「立毛」を支配してきたという。個人の百姓持山でありながら、その実は  
複数者の利権が存在しているのである。別に【史料4】では、「一七升四  
合 多米山」の箇所に異筆で「小前中ヶ間」と書かれている。異筆の意味  
が現段階ではよくわからないのであるが、一般の「村持山」でも仲間山が  
あった可能性もあろう。

以上述べてきたが、「百姓持山」「村持山」といつても、様々な種類が存  
在するといえる。すなわち、山年貢負担からみれば「村持山」であっても、  
実際は、実態も「村持山」である山のほかに、「百姓持山」などもあり、そ  
の「百姓持山」も、小谷家のような村内上層百姓で、山年貢が扶持とし  
て与えられるものも含め、山名下に「小谷大夫山」「小谷大夫」「小谷」と  
書かれる百姓持山もあれば、「かま室弥左衛門」など山名自体に個人  
名が付く、村内中層の百姓持山もある。さらにその小谷家が山年貢を  
納める百姓持山でも、仲間山＝複数者の百姓持山もある。このように  
山年貢を納める主体と、実際の山所持が、必ずしも一致していないとい  
える。

### 3 山年貢の変遷

ここでは、山年貢の納入について、その方法や高の変遷について、概観し  
ておきたい。【表2】は、年貢納入関係史料と思われるものを、山年貢に  
ついてのみ村別・年代別にして一覧にしたものである。各帳簿の史料的  
正確がいまひとつ不明であるが、現時点で判明することのみ指摘してお  
こうと思う。

まず、寛永三年(一六二六)までは、「物成払帳」「払帳」「郷帳納目録」  
「郷帳うつし」「勘定目録」など、本年貢納入に関する帳簿と思われる  
ものには、山年貢が記載されていない。山年貢は元和七年(一六一二)  
「銀上ゲ三分一大豆山年貢茶代」あるいは寛永三年「銀上榴」のように  
(留、以下同)、銀納する諸年貢として、この時期は別に徴収されていた。  
ところが、寛永三年になると「銀上榴」とともに、「物成帳」にも「物成外  
としてではあるが」山年貢が記載されるようになる。両帳では若干山年  
貢銀の数値が異なるが、「物成帳」の数値に寛永九年(一六三二)「御払  
帳」に記載されている「茶代」を加えると、「銀上榴」の数値にほぼ一致  
するので、数値の差は、茶代が含まれているか否かによるものである。だ  
が、寛永二〇年(一六四三)までをみると、寛永六年(一六二九)「物成帳  
之榴」および前掲寛永九年(一六三二)「御払帳」には山年貢は記載され



ているが、寛永四・六・一五年(一六二七・二九・三八)の「払帳」および寛永一九年(一六四二)「御物成払帳」には記載されていない。表題の類似や記載内容からみて「物成帳」と「物成帳之摺」、「御払帳」と「払帳」はそれぞれ同じ性格の帳簿と思われる、両者が寛永一九年に一緒にされて「御物成払帳」となったという推測もできる。すると「物成帳」「物成帳之摺」「御払帳」「払帳」系統ともに、年によって山年貢が記載されたりされなかったりしていることになる。そして寛永二〇年(一六四三)以降になると、慶安元年(一六四八)を除いて「御物成払帳」の表題に統一され、山年貢も毎年記載されるようになる。ちなみに寛永二〇年は、上神谷が幕領(堺奉行支配)になった年である。

以上をまとめると、山年貢は寛永三年までは本年貢帳簿とははつきり区別されて把握されていたが、寛永三年以降本年貢帳簿と一緒に記載・把握される年も徐々に出てきて、最終的には寛永二〇年以降は、「御物成払帳」として、物成外としてではあるが、本年貢と一緒に記載・把握されるようになったといえるであろう。ただ前述したように各帳簿の史料の正確がいまひとつ不明であるので、とりあえずここでは、以上のような事実だけを指摘するのみでとめておきたい。

つぎに山年貢高についてみていきたい。最初の元和七年「銀上げ三分一大豆山年貢茶代」は銀高で書かれているが、それ以外は石高で書かれている。石高記載で最初の寛永三年「物成帳」をみると、たとえば、最初の田中村は三石七斗二升一合となっている。【史料1】で田中村は、谷中山が「老石五斗九升五合」、谷中立合が「式石三斗式升五合」となっている。両者をたすと三石九斗二升となり、上記の数値と近似する。他の村も同様に、【史料1】の谷中山・谷中立合をたすと、この寛永三年「物成帳」の数値とほぼ近似する。他の年も後述するように変化はしていくものの、この谷中山・谷中立合をたしたものと考えてよいかと思う。すなわち、これら「物成帳」「御払帳」「御物成払帳」に記載されている山年貢は、「村持山」「村々立合山」を合わせたものとなる。すなわち山年貢は、「村持山」と「村々立合山」の別に把握されているものの、

実際の納入は一緒にされて、村単位に納められていたことがわかる。

山年貢高の変化についてみると、寛永二〇年幕領になるまでは、山年貢高は変動している。変動高は、上条九ヶ村は一石未満と微量であるが、下條四ヶ村の方は寛永六年から九年にかけて大幅に変動している。つぎの【史料6】(10)は山年貢高が変動したことを示す史料である。

#### 【史料6】

上神谷山年貢之覺

一 拾石七斗一升八合	○内八合たシ	下條四ヶ村
一 拾貳石貳斗七升四合	○此外貳升たす	豊田村
		とか村
一 四石一斗六升九合	○此外六升たす	片蔵村
一 貳石六斗四升一合	○此外三三升たす	釜室村
一 老石七斗五升一合	○此外三五斗四升たす	富蔵村
一 三石九斗三升八合		逆瀬川村
一 七石貳斗八升八合		畑村
一 四石 六升		鉢峯寺
一 三石七斗二升一合		田中村
合五拾石五斗六升		

是ハ江帳之表如此

酉ノ七月十一日やきにて書寫

また和田村の山年貢は慶安三年(一六五〇)までは小代村に含まれているが、慶安四年(一六五二)よりわかれて、村単独で山年貢も記載されるようになる。梅村も正保四年(一六四七)までは、本年貢も含めて豊田村と一緒に記載されているが、この年より豊田村とは別記載となり、梅村単独記載となる。ただし山年貢の記載はなく、それまでの山年貢はすべて豊田村が単独で負担することになったといえる。ただ以上のよ

うな負担する単位村の変化はあるものの、山年貢高については、寛永二〇年以降は、各村ともほぼ変化がなく、ほぼ固定化されたといえる。

#### 4 小括

山年貢には「村持山」「村々立合山」の二種類があり、それぞれ村別に納入高が決められ、村単位に両者は一括して納入されていた。しかし「村持山」は、実際には「村持山」と「百姓持山」にわかれており、さらに「百姓持山」は、一般百姓の「百姓持山」と有力百姓の「百姓持山」(上神谷の場合は小谷家にわかれる。有力百姓の場合には山年貢免除地となる山もある)を含めれば、「百姓持山」にも三種類あることになる。さらに有力百姓の場合、仲間山となっている場合もある【図】。ただし以上は、管見限りの史料で分析しただけのものであり、実際にはさらにいろいろな山年貢形態が存在したと想定できる。その意味でも、山年貢が賦課される山の実態は非常に複雑であったといえよう。

一方、山年貢高は当初は流動的であるが、寛永末年(あるいは幕領)になると、ほぼ固定化される。当初は実態を反映したものであったが、次第に定量化されていったと想定できる。

#### 二 さまざまの「名寄帳」

本章では、「名寄帳」について検討したい。「はじめに」でも述べたように、名寄帳の様式は、「村内の年貢納入者」ごとに、その田畠・屋敷の等級・面積・分米などを一筆ごとに記入し、集計した様式を採っているのが一般的である。ところが上神谷の近世初期の帳簿史料の内、表題は「名寄帳」でありながら、中は違う様式・内容をもった帳簿が多く存在する。以下順次紹介していきたい。

##### 1 年貢勘定機能をはたしている「名寄帳」

慶長一二年(一六〇七)付「泉州上神谷之内 豊田村名寄帳」(二)は

人別に地字・反畝・分米・内あれ・免・物成が記載されている。個別百姓の所持地・所持石高が把握されているので、いわゆる名寄帳ともいえるかもしれないが、それに加え「免」「物成」などこの年の年貢納入に関わる項目も書かれていることから、名寄帳というよりも、いわゆる年貢勘定帳の機能をしている「名寄帳」といえよう。つぎに慶長一三年(一六〇八)二月日付「泉州上神谷之内 梅村 名寄帳」(二)は控帳であるが、人別に免・物成のみだけが書き上げである。地字・反畝・分米など個別百姓の所持地・所持石高は書かれていないが、やはりこの年の年貢納入高が書かれていることから、これも年貢勘定帳の機能をしているといえよう。また元和五年(一六一九)二月二日付「泉州大鳥郡上神谷之内 豊田村名寄帳」(三)、同年月日付「泉州大鳥郡上神谷之内」とか村名寄帳(二)の二冊は、これも一筆ごとの地字・反畝・分米などの記載はないが、人別に「高」「永荒」「残而」・毛付「此免」「物成」という項目で成り立っており、この記載項目からすれば、やはりどちらも年貢勘定帳の機能をしていると思われる。すなわち慶長・元和年間に「名寄帳」という表題を持つ帳簿のなかには、個別百姓に年貢を割り付ける年貢勘定帳の機能をはたしている帳簿があると思われるのである。

ただし、年貢勘定帳の機能をはたしている帳簿すべてが、「名寄帳」という表題が記されているわけではない。「定ノ 申年」(四)という表題がある帳簿は、慶長一三年(一六〇八)のものと同様に推定される控帳である。人別に「高」「荒」「残而」・毛付「此免」「物成」の項目からなっており、元和五年の豊田村・梅村名寄帳と同じ内容である。また慶長年間と推定されている表題のない帳簿(五)も一筆ごとの地字・反畝・分米などの記載はないが、「高」「荒」「無主」・毛付「内免」「物成」などの項目があり、これも元和五年の豊田村・梅村名寄帳とほぼ似ており、年貢勘定帳の機能をはたしている帳簿かと思われる。寛永一〇年(一六三三)と推定されている「酉之年 免割」(六)という表題が書かれた豊田村梅村の横帳は、高・ハタ(畑)・取・わた綿高・取・取・取・大坂詰賃などの項目からなっている。「高」から「畑」・取「わた高」などを引いた数値が

「メ・取」取「メ」に一致しており、これも年貢勘定帳の機能を果たしていると思われる。このように同じ年貢勘定帳と思われるものでも、「免割」という表題であったり、表題のないものもある。その点からすれば、この時期「名寄帳」＝年貢勘定帳であるとはいえず、年貢勘定帳を「名寄帳」と呼ぶ場合もあったというレベルのものであろう。なお、別に第一章三で前述した「物成帳」という表題の帳簿がある。【表2】では村別にまとめて記載したが、実際には個別百姓に納入状況と皆済・未進の結果が記載されており、この「物成帳」は、年貢勘定後の、人別の年貢納入帳といえよう。

## 2 年貢賦課高を記載した「名寄帳」

寛永一七年(一六四〇)一月吉日付「泉劔大鳥郡之内上神谷豊田村名寄帳」(28)は、人別に一筆ごとの記載はあるものの、地字・分米など詳細は書かれていない。高合・内荒・メ毛付・内島・屋敷の項目が書かれていて、「高合」から「内荒」を引いた数値は「メ毛付」と一致する。年貢納入に関わる数値は書かれていないので年貢勘定帳ではないが、所持高から作付けしなかつた高を引き、かつ田と畑・屋敷を別に記載して区別している。すなわち、その年の年貢賦課の対象になる高を田畑屋敷別に記載した帳簿と思われる。

寛永一八年(一六四一)五月吉日付豊田村の「名寄帳」(26)も一筆毎の記載はないが、高・荒・メ毛付・内島高の項目で書かれており、先の寛永一七年一月吉日付の豊田村「名寄帳」の内容と近似しており、これも年貢賦課を想定した「名寄帳」と思われる。これらは、年貢勘定する前年貢が賦課される前に、その年の年貢賦課地を書き出した帳簿といえよう。寛永一七・一八年頃の豊田村「名寄帳」には、このようなものもあったのである。

## 3 家数人数馬数牛数改帳といふ「名寄帳」

寛永二二年(一六四四)七月日付豊田村の「名寄帳」(29)は、表紙に「家

数・人数・馬数・牛数・樹木・山方」「上申ひかへ也」の加筆がある。内容は高・家間数、種類：灰屋、隠居、牛新屋など・家族(年齢・人数)・馬数・牛数・洪柿之木数の項目が書かれており、加筆に対応している。なお末尾に「一山長拾八町程、横四町半程、但小松有、此年貢五石三斗式升七合」と書かれても、この帳簿が「名寄帳」に山年貢が表記されるのは初めてである。また同年七月二三日付で表紙に「和泉國大鳥郡上神谷之内、梅村、ひかへだけ書かれた表題のない帳簿」(30)もある。項目は高・家間数、種類：灰屋、隠居、牛新屋など・家族(年齢・人数)・馬数・牛数・洪柿之木数で、これも豊田村「名寄帳」と内容がほぼ一致している。このように寛永二二年豊田村では、いわゆる「家数・人数・馬数・牛数改帳」が「名寄帳」と呼ばれていたといえる。

## 4 いわゆる名寄帳

最後に従来いわれている名寄帳についてみておきたい。「小谷家文書」では六冊確認している。文禄五年(一五九六)九月二六日付の「泉州上神谷大庭寺分豊田村御差出帳」(31)の前半部分は普通の名寄帳形式で書かれている。慶長三年(一六〇月)日付の大庭寺村・深田村・小代村「名寄帳」(32)は、地字・反畝・分米・合(合計)の項目で書かれている普通の名寄帳である。ただし「うせ人」「しにうせ」など、行方不明・死亡者についても記入されている。一七世紀前半で唯一「名寄帳」という表題が書かれている、いわゆる一般にいわれる名寄帳はこの帳簿のみである。ただしこれは豊田村のものではないことに注意したい。つぎに「名寄帳」という表題がある名寄帳は寛文二年(一六六二)九月二二日付「和泉大鳥郡上神谷之内豊田村名寄帳」(33)になる。また文政二年(一八二〇)二月日付「泉劔大鳥郡片蔵村田畑名寄帳」(34)には「寛文二年古帳面を以写申候」という記載がある。このほかにも年不詳・表題なしではあるが、中味はいわゆる名寄帳形式になっている帳簿は二冊あった。一冊(35)は目録や封筒には「豊田村慶長年間名寄帳」と書かれているものであるが、人別ごとの「メ」＝合計が書かれてない。梅村を含んでいるので、第一章三の「御物成払帳」の

分析から、豊田村と梅村が分けて記載されるのは正保四年(一六四七)以降なので、これから類推するとこの帳簿は正保四年(一六四七)以前のものと推定できる。もう一冊(小)は「此内へ一斗ましあり」という記載がたびたび書かれているものである。以上から考えるに、上神谷付近ではこの寛文期ごろに、従来いわれている名寄帳様式の帳簿が「名寄帳」と一般的に呼ばれるようになったと考えられる。

## 5 小括

慶長年間から寛永末年頃までの豊田村では、「名寄帳」という表題をもつ帳簿は、年貢勘定機能をはたすもの、年貢賦課高を記載したもの、家数人数馬数牛数改帳など、その内容は多岐に及んでいた。すなわち個別百姓の「名」が書き上げられた<sup>1)</sup>「寄」せられた帳簿であれば、その内容に関係なく、「名寄帳」と呼ばれていたのである。ただし、豊田村以外で、従来いわれている名寄帳を「名寄帳」と呼んでいる場合もあった。しかし寛永年間中頃から、「名寄帳」の名称をもつ帳簿のうちから、年貢勘定機能はなくなり、その年貢納入の前提となる年貢賦課高のみを記載した帳簿も「名寄帳」と呼ばれるようになり、年貢勘定帳は別の名称で作成されるようになる。寛永二一年の家数人数馬数牛数改帳も年貢勘定に関わる記載はないが、石高記載はある。そして寛文期頃には、最終的に「名寄帳」の名称を持つ帳簿は、いわゆる現在一般にいわれている名寄帳に収斂されるようになったのである。

## おわりに

山年貢高は当初は流動的で実態を反映したものであったが、寛永末年幕領になると、ほぼ固定化<sup>2)</sup>形骸化されていったと想定できる。名寄帳も寛文期頃にならないと、いわゆる現在一般にいわれている名寄帳を指すようにはならない。このような点からして、いわゆる近世的な年貢徴収体系が定着化するのには、寛永末年から寛文期にかけてであると思わ

れる。それまでは、紆余曲折、すなわちさまさまな芽<sup>3)</sup>方向性があり、幕藩支配体制が定着化<sup>4)</sup>安定化する中で、年貢納入方法も固まってくるのではないか。

名寄帳については、戦国期にもその存在は指摘されており、その点からすればたしかに年貢納入方法は戦国期から連続している側面はあろう。しかし、帳簿の名称が固定化されていないことからみても、戦国期の年貢関係帳簿と近世初期の年貢関係帳簿が、実際に継承されたものなのか、変化したものか、具体的に検証していく必要があると思われる。

## 註

- (1) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典 第十四卷』(吉川弘文館、一九九三年)
- (2) 大石久敬編大石慎三郎校訂『地方凡例録 上巻』(近藤出版社、一九六九年)、巻五之下。
- (3) 註(1)前掲書、第十四卷吉川弘文館、一九八九年
- (4) 「小」二四四二。
- (5) 「小」二四四一。
- (6) 「小」二四一六・二四一七。
- (7) 「小」二四四〇。
- (8) 釜室村三名の年貢高は「小」二二三八「元和三年九月吉日上神谷之内 釜室村物成帳」、片蔵村三良右衛門の年貢高は「小」二二三〇「元和二年十一月廿五日 物成之帳 片蔵村」および「小」二二三二「元和三年十一月吉日 物成帳 片蔵村」による。
- (9) 「小」二六二一〇。
- (10) 「小」二五〇一六。
- (11) 「小」二六六七。
- (12) 「小」二六六九。
- (13) 「小」二六七〇。

- (14) 「小」一四七〇。
- (15) 「小」一二二一。
- (16) 「小」一二二二。
- (17) 「小」一四八三。
- (18) 「小」一六七一。
- (19) 「小」一六七二。
- (20) 「小」一〇〇一。
- (21) 「小」一〇〇二。
- (22) 「小」一四一三。
- (23) 「小」一六六六。
- (24) 「小」一六七四。
- (25) 「小」一六八一。
- (26) 「小」一六六八。
- (27) 「小」一六七三。

【図】

山年貢賦課地	所持形態
村持山	村持山 村持山 仲間山？
	百姓持山A(一般百姓)
	百姓持山B(有力百姓) 個人百姓持山 仲間山
	百姓持山C(有力百姓、山年貢免除地)
村々立合山	村々立合山

【表1】

史料番号	2442		2441		1216・1217	
年	文禄3年		年不詳		寛永21年	
表題	山年貢覚		山年貢之覚		目録	
項目	山年貢		山年貢		山年貢	茶代
田中	2325	田中	2325	田中	1955	
鉢峯寺	4000	鉢峯寺	4000	鉢峯寺	4000	60
釜室	290	釜室	290	釜室	140	40
豊田	5175	豊田	11082.6	豊田	5325	
榎		榎		1530		
畑	7958	畑	7958	畑	5133	150
逆瀬川		逆瀬川		2441	210	
富蔵	872	富蔵	872	富蔵	1577	30
下條4村	2000	下條4村	*2400	下條4村	1995	
片蔵	1380	片蔵	1380	片蔵	880	60
谷中内山	24000	谷中内山	29907.6	村々小前	24976	550
田中	1595					
鉢峯寺						
釜室	2401					
豊田	6799					
榎						
畑	3268					
逆瀬川						
富蔵	879					
下條4村	8213					
片蔵	2845					
谷中立合	26000	谷12ヶ村立合山	26000	9ヶ村立合	25024	
ノ	55000	ノ	55907.6	ノ	50000	
豊田村内山小谷御扶持	5000	豊田村内山小谷御扶持	内5000			

\* 2000 の誤記か

【表2】

\*1240以外の単位は石斗升合

2426	史料番号	1267	1241	1242	1247	1240		1248	1279	1275、 1276	1280	1281・ 1282	1283	1284・ 1285	1278	1243	1286-1287	
元和6年	年	元和6年	元和7年	元和7年	元和7年	元和7年	元和7年	元和8年	元和8年	元和9年	元和9年	寛永元年	寛永2年	寛永3年	寛永3年	寛永3年	寛永4年	
谷中高目録	表題	物成払帳	細帳納払 目録	細帳うづ し	勘定目録	銀上分三 分一大豆 山年貢茶 代	山年貢 茶代	勘定目録	払帳	払帳	払帳	払帳	払帳	払帳	銀上榴	物成帳	払帳	
石高	村名/項目														山鏡茶代 3271(山年 貢)	山年貢		
459000	田中	X	X	X	X	122匁19		X	X	X	X	X	X	X			3721	X
324247	鉢峯寺	X	X	X	X	132匁	1匁96	X	X	X	X	X	X	X	4060(小物 成)	4000	X	
366000	釜室	X	X	X	X	85匁84	1匁32	X	X	X	X	X	X	X	2641(小物 成)	2601	X	
760200	豊田	X	X	X	X	405匁04		X	X	X	X	X	X	X	12107(小物 成)	12107	X	
160000	樽		X	X	—													
210102	畑	X	X	X	X	235匁56	4匁95	X	X	X	X	X	X	X	7288	7138	X	
179898	逆瀬川	X	X	X	X	123匁03	6匁86	X	X	X	X	X	X	X	3938	3728	X	
117000	富蔵	X	X	X	X	56匁73	1匁06	X	X	X	X	X	X	X	1751	1719	X	
475760	片蔵	X	X	X	X	135匁60	1匁98	X	X	X	X	X	X	X	4349	4289	X	
下條 1475910	小代	X		X				X	X	X	X	X	X	X	4881(山年 貢小物成)	4881	X	
	大平寺	X	下條X			下條353 匁43		X	X	X	X	X	X	X	2250(山年 貢小物成)	3589	X	
	大庭寺	X			X			X	X	X	X	X	X	X	3589(山年 貢小物成)	2250	X	
	和田	—																
664697	平井村	X	X	X	X	21匁45		X	X	X	X	X	X	650	650	X		
	(実数)					*1671匁 47										*50637		
	〆					1671匁45	18匁15									50601		



史料番号	1290	1246	1292/1293		1294	1295	1296/1297	1298	1300	1301	1302	1303	1304	1305
年	寛永6年	寛永6年	寛永9年		寛永15年	寛永19年	寛永20年	寛永21年	正保4年	慶安元年	慶安2年	慶安3年	慶安4年	承応元年
表題	弘帳	物成帳之摺	御弘帳		弘帳	御物成弘帳	御物成弘帳	御物成弘帳	御物成弘帳	弘帳	御物成弘帳	御物成弘帳	御物成弘帳	御物成弘帳
村名/項目		山年貢	山年貢	茶代			山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢
田中	X	3721	3721		X	X	3671	3671	3671	3671	3671	3671	3671	3671
鉢峯寺	X	4000	4000	60	X	X	4060	4060	4060(茶代)	4060(茶代)	4060(茶代)	4060(茶代)	4060(茶代)	4060(茶代)
釜室	X	2601	2601	40	X	X	2611(茶代)	2611(茶代)	2611(茶代)	2611(茶代)	2611	2611(茶代)	2611(茶代)	2611(茶代)
豊田	X	12194	12274		X	X	12292	12294	12294	12294	12294	12294	12294	12294
榎														
畑	X	7138	7138	150	X	X	7288(茶代)	7288(茶代)	7288(茶代)	7288(茶代)	7288(茶代)	7288(茶代)	7288(茶代)	7288(茶代)
逆瀬川	X	3728	3728	208	X	X	3938(茶代)	3938(茶代)	3938(茶代)	3938(茶代)	3938(茶代)	3938(茶代)	3938(茶代)	3938(茶代)
富蔵	X	1719	1719	32	X	X	1751(茶代)	1751(茶代)	1751(茶代)	1751(茶代)	1751(茶代)	1751(茶代)	1751(茶代)	1751(茶代)
片蔵	X	4179	4109	60	X	X	4229(茶代)	4229(茶代)	4229(茶代)	4229(茶代)	4229(茶代)	4229(茶代)	4229(茶代)	4229(茶代)
小代	X	4881	4414		X	X	4481(和田村共)	4460	4457	4457	4457	4457	2755	2755
大平寺	X	3589	2407		X	X	2407	2418	2420	2420	2420	2420	2420	2420
大庭寺	X	2250	3889		X	X	3822	3840	3841	3841	3841	3841	3841	3841
和田														
平井村	X	650	650		X	X							1702	1702
(実数)														
〆	50650	50650	50650	550			50550	50560	50560(茶代)	50560(茶代)	50560(茶代)	60560(茶代共)	50560(茶代共)	60560
					未進の記載あり			10000(たうき村)					10000(たうき村)	

史料番号	1306	1307	1308	1309	1310	2427	
年	承応3年	明暦元年	明暦2年	明暦3年	明暦4年	年不詳	
表題	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	御物成払帳	村高同部分 帳	
村名/項目	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	山年貢	高	山年貢
田中	3671	3671	3671	3671	3671	459000	1995
鉢峯寺	4060(山年貢茶代)	4060	4060	4060	4060	324247	4060(山年貢茶代共)
釜室	2611	2611	2611	2611	2611	366000	180(山年貢茶代共)
豊田	22294(内10石ハたうき山年貢)	12294(10石ハたうき山年貢)	22294(但たうき山年貢共)	12294	12294	760200	5325
榎	-	-	-	たうき山年貢10000	たうき同 貢10000	171830	-
畑	7288	7288	7288	7288	7288	210102	5283(山年貢茶代共)
逆瀬川	3938	3938	3938	3938	3938	179898	2651(山年貢茶代共)
富蔵	1751	1751	1751	1751	1751	117001	771(山年貢茶代共)
片蔵	4229	4229	4229	4229	4229	475760	940(山年貢茶代共)
小代	2755	2755	2755	2755	2755		
大平寺	2420	2420	2420	2420	2420	下條 1521950	下條1995
大庭寺	3841	3841	3841	3841	3841		
和田	1702	1702	1702	1702	1702		
平井村						664994	650
(美数)							
山年貢	60560	60560	60560	60560	60560		
山年貢	50010(山年貢共)	たうき山年貢共、茶代共		たうき山年貢共、茶代共			
山年貢	10000(たうき山年貢)						